

December
2020

特定非営利活動法人
ピースデポ
<http://www.peacedepot.org/>
Email office@peacedepot.org

第6号

ピースデポ
脱軍備・平和
レポート

特集

核兵器禁止条約発効と 核軍縮の今後

核兵器廃絶を目指す市民社会が熱望してきた核兵器禁止条約（TPNW）が来年1月に発効することが確定した。核兵器を非人道的なものとし、法的に禁止する条約の成立で、核廃絶への取り組みは新たな段階に入る。

- ▶ TPNW が発効へ
- ▶ TPNW 成立の背景
- ▶ 核保有国や日本は反対
- ▶ 核軍縮体制の今後と NPT 再検討会議

<資料1> ピースデポの外務大臣宛て要望書

<資料2> 第75回国連総会 日本決議

<資料3> 第75回国連総会 新アジェンダ連合決議

トピックス：

米露が新 START の1年延長に合意へ／米大統領選でバイデン候補が勝利／北朝鮮で労働党創建75周年パレード／北海道の2自治体が「核のごみ」最終処分場の文献調査に応募表明／自衛隊の大規模共同訓練相次ぐ

平和を考えるための映画ガイド：

『監視資本主義：デジタル社会がもたらす光と影』／『コンテンツジョン』

連載：全体を生きる（29）

人類に月面探査の資格はない 梅林宏道

日誌：2020年9月16日～2020年11月15日

核兵器禁止条約 (TPNW) が発効へ

10月24日、核兵器の開発や製造、保有、使用を全面的に禁じる核兵器禁止条約（以下、TPNW）が来年1月に発効することが決まった。この日、新たにホンジュラスが条約を批准したことで、条約の批准国・地域が条約発効要件の50に達し、90日後の来年1月22日に条約が発効することになった。

10月24日は国連設立から75年目の節目の日でもあった。国連のグテーレス事務総長は、「条約批准国に賛辞を贈るとともに、同条約の交渉と批准の促進に極めて大きな役割を果たした市民社会の活動に敬意を表します。条約発効は、これを強く求めてきた核爆発と核実験の生存者たちに報いるものです」と条約発効を歓迎した。さらに「核兵器禁止条約の発効は、核兵器の使用が壊滅的な人道的被害をもたらすことに対する関心を集めるため、これまで積み重ねられた全世界的な運動の成果です」と条約の意義を強調し、国連が今後も核軍縮を重要な課題と位置づけて取り組んでいく姿勢を改めて表明した¹。

TPNWは2017年7月、国連の条約交渉会議で122か国・地域の賛成で採択された。今後、発効から1年以内に締約国の会合を開き、核兵器廃棄の期限や検証方法など核廃絶に向けた具体的な方法を定めることになっている。

TPNWは前文と全21条から成り立っており、前文では「全廃こそが核兵器が二度と使われないことを保証する唯一の方法だ」とうたい、核兵器を非人道的で国際法上違法であると見なしている。米露英仏中の5か国の核保有を認めている核不拡散条約（NPT）とは異なり、核兵器そのものを違法としている点や、核兵器を国家の安全保障の視点ではなく、被害を受ける人間の視点から見つめ直す「人道的アプローチ」と呼ばれる戦略を基に、核兵器の非人道性を強調する点に特徴がある。

第1条では、核兵器の(a)開発、実験、生産、製造、取得、保有、貯蔵、(b)移転または管理の移転、(c)移転または管理の移転の受領、(d)使用と威嚇、(e)以上の禁止活動への支援、奨励、勧誘、(f)禁止活動への支援、奨励、勧誘の受領、(g)自



2020年10月25日、原爆ドーム前でTPNW発効確定を祝う広島の人々。(写真：Nakaoku Takeo)

国領域への核兵器の配備、設置、展開の許可が禁止されている²。これにより、核を使用するとの威嚇することで成立する「核抑止」や、非保有国が核保有国の「核の傘」に頼ることも含め、核兵器に関わる活動のほとんどが非合法化される。

TPNWの特徴として、核兵器の使用や核実験による被害者への支援が義務付けられた点も見逃せない。TPNW第6条は締約国に対し、「核兵器の使用又は実験により影響を受けた自国の管轄の下にある個人」に対し、医療や心理的サポートを含む支援を提供し、「社会的及び経済的に包容されるようにする」ことを求めている。TPNWにより、核兵器保有国は核兵器の製造や実験で生じた放射能汚染の除去や、核実験被害者救済の義務を負うことになるほか、日本も広島や長崎の被爆者への手厚い支援が義務付けられることになる。

TPNWを推進する勢力の念頭には、すでに成立している生物・化学兵器や対人地雷、クラスター爆弾の禁止条約がある。これらの条約はそれぞれ、生物・化学兵器や対人地雷、クラスター爆弾は非人道兵器であり、違法であるという国際的な規範を形成することに寄与した。TPNWも発効することによって、条約に加盟しない核兵器保有国に対しても、核兵器を政治的・道徳的に使いにくくさせる効果が期待できる。

TPNW 成立の背景

TPNW には、1970年に発効し、核軍縮の基礎となってきたNPTの欠点を改め、補完するための役割がある。NPTは「核兵器の不拡散」「核軍縮」「原子力の平和利用の推進」を3本柱とする条約で、法的拘束力のある形で核軍縮義務を定めた唯一の条約である。1967年以前に核兵器を開発した米露(ソ)英仏中の5か国のみを「核兵器国」³として核兵器保有を認める代わりに、これら5か国に対し、他国に核関連技術を拡散させないことや、核軍縮に向け誠実に交渉することを義務付けた。その他の国々には核保有を認めない代わりに、「核の平和利用」の権利を認めた。

NPTは核兵器国と非核兵器国の双方が、以上のような義務を果たす取引「グランドバーゲン」を基礎に成り立っている。特に、NPTは5か国だけに核保有を認める「不平等条約」であることから、核兵器国が条約第6条の定める核軍縮交渉義務を誠実に果たすことが条約の正当性を支える鍵となる。ところが、これまで核兵器国は核軍縮交渉を誠実に実行してきたとは言えず、多くの非核兵器国は不満を募らせてきた。

米露は急激な核軍縮は安全保障を損なうとして、段階的に核軍縮を進める「ステップ・バイ・ステップ・アプローチ」を主張してきた。だがこのアプローチには、核軍縮に向けた時間軸や期限が定められていないという問題がある。アプローチの第1段階として、1996年に包括的核実験禁止条約(CTBT)が成立し署名手続きに入ったが、米中などが批准しておらず、いまだに発効していない。その次の段階に位置づけられる兵器用核分裂性物質生産禁止(カットオフ)条約も交渉開始に至っていない。NPTを見直すために5年に1度開かれるNPT再検

討会議では、「核兵器廃絶を明確に約束する」(2000年)、「核兵器は壊滅的な人道的結末をもたらす」(2010年)と合意したものの、その後も核軍縮に具体的な進展がなかった。さらに、米国は2018年に打ち出した「核軍縮のための環境創出(CEND)」イニシアティブにおいて、現在の国際環境下での核軍縮は不可能であり、まずは核軍縮が実現できるような環境を整えるべきだと主張した。そして核保有国は、それぞれ核軍縮に逆行するような核兵器の近代化に取り組んでいる。

こうしたなかで不満を高めてきた非核保有国が、核保有国抜きでも核兵器を禁止してしまおうと提案したのがTPNWである。遅々として進まない段階的アプローチよりも核兵器の違法化を先行させることで、核使用を封じ、核保有国に対して「違法な核兵器をなぜ持ち続けるのか」と迫る戦略だ。

条約成立のもう一つの背景として、2010年NPT再検討会議での合意を基礎に、核兵器を安全保障の視点ではなく、被害を受ける人間の視点からとらえる「人道的アプローチ」の考えが非核保有国の間に広がったことがある。2013～14年に開催された「核兵器の人道的影響に関する国際会議(人道会議)」もこの流れを後押しした。TPNWが前文で「ヒバクシャ」という言葉を使用し、彼らの苦痛に触れて核兵器の非人道性を強調していることは、人道的アプローチの広がりを象徴している。

2017年にはTPNWの成立に向け各国政府に交渉開始を呼び掛けてきた国際NGO「核兵器廃絶国際キャンペーン」(ICAN)がノーベル平和賞を受賞した。ICANをはじめ各国の市民社会が条約成立に向けた動きを牽引したこともTPNWの特徴だ。

核保有国や日本は反対

核保有国はTPNWに対して明確に反対の姿勢を示し、署名の意思がないことを明言している。さらに米国の「核の傘」に依存する日本や韓国、NATO加盟国もTPNWに反対し、署名していない。

米国はTPNWの交渉開始を議論した2016年の国連総会第1委員会で交渉不参加を表明するとともに、他国にも米国への同調を求めた。米国は、核兵器による抑止力が平和と安定の維持に役割を果たしている地域もあり、TPNWは地域の安全保障を台無しにするという論

法で同盟国や「核の傘」の下にある国々を説得し⁴、日本も交渉開始に反対票を投じた。

2017年3月に開催されたTPNW交渉会議には120か国以上が参加したが、核保有国の米露中英仏5か国は参加をボイコットした。この会議の冒頭で日本は、「核保有国の核兵器が減らないのでは意味がない」「北朝鮮の脅威といった現実の安全保障問題の解決に結びつくとは思えない」と条約への批判を展開し、その後の交渉には不参加を表明し退席した。こうした日本の態度に対し、

広島・長崎の被爆者をはじめ国内外のNGOの落胆は大きく、空席となった日本政府代表席には「あなたがここにいてほしい」と書かれた折り鶴が置かれた。

日本政府はTPNWについて、「核兵器廃絶という目標は共有している」ものの、「TPNWは日本のアプローチとは異なる」とする立場を取り続けている⁵。菅政権は今年10月2日の閣議決定で、TPNWに署名しない理由として、「厳しい安全保障環境の下で我が国として安全保障に万全を期するためには、核を含む米国の抑止力に依存することが必要である」と説明している。

こうした態度を取る日本政府にTPNWへの署名を促すには、米国の「核の傘」に頼る政策の転換が必要だ。

ピースデポはそれを可能にする現実的な方法として、北東アジア非核兵器地帯構想の実現を訴えてきた(資料1)。北東アジアに非核兵器地帯を構築できれば、日本は米国の抑止力に依存する必要がなくなり、したがってTPNW署名を拒む理由もなくなる。

TPNWの発効が決まった今も、条約に参加する核保有国は1か国もない。だが条約を後ろ盾に核兵器は違法であるという認識が広がれば、核保有国を核廃絶に向かわせる力となる。核保有国への圧力を強めるためにも、条約を支持する批准国や国際NGOは、次の目標として国連加盟国の半数を超える100か国・地域による批准を目指している。

核軍縮体制の今後とNPT再検討会議

国際的な核軍縮体制の基礎となってきたNPTは、5年に1度、「再検討会議」を開催して条約の履行状況を点検することになっている。NPT発効から25年目となる1995年の再検討・延長会議では、期限を迎えたNPTを期限付きで延長するか、無期限延長するかが議論され、無期限延長が決定された。1995年の会議では条約の再検討プロセスの強化が合意されたほか、イスラエルの核保有を懸念するアラブ諸国がNPT無期限延長の条件として求めた「中東に関する決議」が採択された。「中東に関する決議」は、NPT枠外で核を保有するイスラエルを含む中東全域で、非核・非大量破壊兵器地帯を設立することを求めている。

2000年に開催された再検討会議では、「すべての締約国が第6条の下で誓約している核軍縮につながるよう、核兵器国は保有核兵器の完全廃棄を達成するという明確な約束をおこなうこと」など13項目から成る核軍縮の実践的措置を含む最終文書が全会一致で採択された。つまり、全ての核兵器国が自国の核兵器を完全に廃絶するという「明確な約束」をした。この2000年再検討会議を成功させた背景には、ブラジル、エジプト、アイルランド、メキシコ、ニュージーランド、南アフリカ、スウェーデンの7か国が形成した新アジェンダ連合(NAC)による強い働き掛けがあった。NAC諸国は、全ての国の核廃絶と、全ての国の核保有のどちらが良いかを核兵器国に迫り、「明確な約束」を取り付けることに成功した。

2010年再検討会議では、核廃絶へ向けた64項目の「行動計画」を盛り込んだ最終文書が採択された。最終

文書では核兵器使用の「壊滅的な人道上的結末への深い憂慮」が国際人道法の文脈で言及される成果もあった。

しかし2015年の再検討会議では、最終文書の合意に至ることができなかった。このとき争点になったのは中東非核・非大量破壊兵器地帯構想である。95年の再検討会議でNPT無期限延長の条件とされた中東非核・非大量破壊兵器地帯の設立に向け、国際社会は具体的な努力をしてこなかった。しびれを切らしたエジプトなどは中東非核・非大量破壊兵器地帯設立に向けた国際会議を2016年3月までに開くことを最終文書に盛り込むよう求めたが、イスラエルを支持する米国や英国、カナダが最終文書採択に反対し決裂した。NPTに非加盟のイスラエルによる核保有というNPT体制の矛盾が表面化した結果である。

続く2020年再検討会議は、COVID-19パンデミックの影響で当初予定されていた4月から21年1月へ、さらに11月になって21年8月へと延期された。9月末には軍縮を議論する国連総会第1委員会が開催され、翌年に延期されたNPT再検討会議に向けた議論も行われている。INF全廃条約が19年に失効し、米露の核兵器数を規制する唯一の枠組みとなった新STARTも21年2月が期限であり、その延長が争点となっている。核兵器国による核兵器の近代化も進められており、NPTを基礎にした核軍縮を実効性のあるものにするための実りある議論が求められている。

ピースデポは国連総会第1委員会とNPT再検討会議における日本の積極的な役割を求めため、10月2日、外務省を訪問して外務大臣への要請を行った(資料1)。

ところが、日本が10月15日に国連総会第1委員会に提出した決議案「核兵器のない世界に向けた共同の行動方針と未来志向の対話」(資料2)は全く期待に反する内容であった。日本は1994年から毎年、国連総会第1委員会に核兵器廃絶を掲げた決議案を提出しており、それらは「日本決議」とも呼ばれる。日本決議は被爆国である日本が提出し、NPT再検討会議の合意事項を再確認するとともに核兵器国に核軍縮を求め、一部の核兵器国からも賛成票を得てきた点で一定の評価を受けてきた。だが今年の日本決議は、核軍縮に向けた姿勢が大幅に後退した昨年の日本決議から大きな変化がなかった。米露が交渉中の新STARTの重要性を訴えてはいるが、NPT再検討会議のこれまでの合意事項の積み上げを軽視する内容であった。昨年に引き続き、TPNWへの言及もない。

一方、核軍縮を主導してきたNAC諸国による決議案「核兵器のない世界へ：核軍縮に関する誓約の履行を加速する」は、昨年までに続き、NPTとNPT再検討会議での合意事項の履行を強く要請するとともに、TPNWへの支持も表明した(資料3)。

国連総会第1委員会は11月3日、日本決議の採択を行い、賛成139、反対5、棄権33で採択された。昨年からは賛成が9か国減り、棄権が7か国増えた。核兵器

国では米英が賛成し、フランスが棄権、中露が反対した。TPNWの発効が確定したことも、TPNWに一切言及しない日本決議への支持を減らしたと考えられる。昨年の決議と比べ、NATO加盟国であるベルギー、カナダ、ドイツ、オランダ、ノルウェー、スペインやスイス、有力な非同盟国であるインドネシア、マレーシア、ナイジェリアが賛成から棄権に変化したことも今回の注目点である。TPNWを無視し続けることにより、核兵器国と非核兵器国の「橋渡し役」を演じるとする日本は孤立を深めつつある。

TPNW発効後となる21年8月に再延期されたNPT再検討会議は重要な分岐点となり得る。ここで意味のある最終文書を出せなければ、NPT体制の形骸化が進むことになる。核軍縮に逆行する核兵器国への不満から生じたTPNWは、NPT第6条が定める核軍縮交渉義務の履行を求める非核兵器国や市民社会の声を代表するものであり、NPTの弱点を補完するものである。核兵器国は、TPNWを生み出した非核兵器国や市民社会の声に向き合い、核廃絶に向け真剣に取り組むべきだ。日本政府には核兵器廃絶を求める国内外の世論に向き合い、核兵器の非人道性を知る被爆国として、責任ある役割を果たすことが求められる。

(森山拓也)

- 1 「核兵器禁止条約の50番目の批准に寄せる事務総長報道官の声明」
 2 ピースデポ刊『ピース・アルマナック2020』pp.43-49に条約全文翻訳。
 3 NPTで核保有を認められた米露英仏中の5か国を「核兵器国」と呼び、NPTの枠外で核兵器を保有する国々を含めた場合は「核保有国」と呼ぶ。
 4 「米、核兵器禁止条約に強く反対 国連委で推進派を牽制」『朝日新聞デジタル』2016年10月15日 <https://digital.asahi.com/articles/ASJBH2RSVJBHUUHBI006.html>
 5 核兵器廃絶日本NGO連絡会主催討論会「被爆75年、核兵器廃絶へ日本はいま何をすべきか」(広島市、2020年8月5日)における尾身朝子外務政務官(当時)の発言。 https://nuclearabolitionjpn.wordpress.com/2020/08/06/mp_debate_in_hiroshima/、本誌第5号(2020年10月号)に関連記事。

ピースデポ、外務大臣に宛て要請書を提出

第75回国連総会第一委員会の開催を控えた10月2日(金)、ピースデポの湯浅一郎代表、山中悦子理事、渡辺洋介研究員が外務省を訪問し、外務省軍縮不拡散・科学部軍備管理軍縮課の菅谷正道首席事務官に、核抑止依存政策の根本的再検討を求める茂木敏充外務大臣宛ての要請書を手渡し、意見交換を行った。菅谷事務官はいずれの要請に対しても外務省の公式見解に沿った否定的な回答を行うか、仮定の話には答えられない、現在検討中なので答えられないなどとして明言を避けた。例えば、日本政府によるTPNWへの原則的支持の表明とTPNW締約国会議へのオブザーバー参加を求めたとこ

ろ、TPNWは現状の安全保障環境を踏まえずに作られたもので原則的支持表明はできない、TPNWは(要請当時)発効してないので仮定の質問には答えられないとの回答であった。

唯一の肯定的な回答は、日本が南シナ海における米中間の緊張緩和を求めるよう要請したことに対して、9月12日に行われた第27回ASEAN地域フォーラム閣僚会合において茂木外相が米中に向けて対話の必要性を求める演説を行ったとの回答を得たことであった。

<資料1> ピースデポの外務大臣宛て要請書

2020年10月2日

外務大臣 茂木敏充様

—第75回国連総会第1委員会と2020年NPT再検討会議を前に—

被爆国の使命を果たすために核抑止力依存政策の根本的再検討を求める要請書

NPO 法人ピースデポ

代表 湯浅 一郎

特別顧問 梅林 宏道

被爆75年、核不拡散条約(以下、NPT)発効から半世紀というメモリアルな2020年は、COVID-19新型コロナウイルスの世界的蔓延が続き、国際社会、日本社会全体が困難に直面しています。コロナ禍は、核兵器を初めとした軍事力が「人間の安全保障」に全く役に立たないことを浮き彫りにし、軍事費よりも人間の安全保障への投資の重要性が明確になっています。

しかし、私たちが取り組む核軍縮を巡る世界の情勢は、それとは逆の方向に進んでいます。INF全廃条約の破棄に示される米国の軍拡政策と米口の軍備競争の激化、さらには米国と中国の対立が生む、とりわけアジアにおける軍事的緊張の高まりなど、状況は深刻です。さらに、核兵器の戦術使用の敷居が低くなり、私たちはかつてない核戦争の脅威に直面しています。

一方で、2017年に採択された核兵器禁止条約は、84か国が署名、45か国が批准し(20年9月21日現在)、早い時期における発効の期待が高まっています。その時、核兵器を非合法化し禁止する国際法が初めて存在することになります。また、2018年の米朝、南北の首脳合意は朝鮮半島の緊張緩和に大きく貢献し、今後進むべき方向にも基本合意しました。その後、関係国の交渉が行き詰まっているとはいえ可能性の窓は開き続けています。

こうした情勢の中で、延期されていた2020NPT再検討会議が2021年1月に開催予定とされ、それに備える機会となる第75回国連総会第1委員会がまもなく始まります。

この機会をとらえて、ピースデポは、日本が被爆国としての使命を果たすために、核抑止力依存政策の根本的再検討を求めて、以下の要請を致します。

(1) 核兵器禁止条約(以下TPNW)への原則的支持の表明

日本政府は、2017年から3回の国連総会に提出した日本決議においてTPNWに全く触れることなく、無視を続けてきました。

ところが、尾身朝子外務政務官(当時)の最近の発言(添付)によると、「唯一の戦争被爆国として、核兵器の非人道性を知る我が国は、核兵器のない世界へ向けた国際社会の取り組みをリードしていく使命を有している」、「核兵器禁止条約が目指す核兵器廃絶というゴールは我が国も共有している」と述べ、しかし、「核兵器禁止条約は…我が国のアプローチと異なるものである」と述べています。

私たちは、米国の拡大核抑止力に依存する現在の日本の安全保障政策は、TPNW第1条(e)項で禁止されている、核兵器の保有や使用の奨励(encourage)や誘導(induce)に当たるものであり、現政策のままでは禁止条約に参加できないと理解しています。その意味で、日本政府はTPNWへの加盟を各国に促すアプローチは取れないと考えられます。

しかし、一方で、安倍首相の広島、長崎の式典あいさつにあるように、日本政府は繰り返し「立場の異なる国々の橋渡し」に努めると主張してきました。可能であれば、それは歓迎すべきことです。

これらの日本政府の基本姿勢を踏まえて、以下のことを要請します。

要請項目

1. 現時点における日本の加盟は困難であると表明しつつも、日本がTPNWと最終目標を共有していること、TPNWを推進する非核保有国を含む各国との橋渡し役を果たす方針を掲げていること、を考えると、日本政府がTPNWへの原則的支持を表明することは、当然のことと考えられます。国連総会「日本決議」やNPT再検討会議の場で、このような原則支持の表明を行ってください。

2. TPNW発効から1年以内に開かれる第1回締約国会議に、少なくともオブザーバーとして参加して下さい。上記と同じ理由で、現政策の下で可能なことです。

3. 将来のTPNW参加のために米国の拡大核抑止への依存から脱する努力として、北東アジア非核兵器地帯の設立を真剣に検討して下さい。

質問項目

1. 日本政府がTPNWへの原則支持を表明したとき、橋渡しの障害になる具体的な事例がありますか？あれば教えて下さい。

(2) 核軍縮の停滞を打破するための核兵器国への要求

トランプ政権の米核態勢見直し(NPR)によって、低威力核弾頭や新型巡航ミサイルの開発が始まり、新型核兵器は製造しないとしていた米政策が覆りました。潜水艦発射の低威力弾頭はすでに配備が始まりました。米国のINF全廃条約からの離脱で同条約は失効し、中距離核戦力の新たな開発が活発になっています。ロシアは、米国が2002年にABM条約から脱退し、弾道ミサイル防衛(BMD)体制構築を打ち出して以来、MDを打ち破る極超音速兵器を含む核兵器の開発を継続しています。

米口間で現在維持されている新START条約も2021年2月には失効し、両国の信頼関係の最後の砦ともいえる検証体制が終わる危険が迫っています。新STARTの延長と今後の米口間の軍備管理・軍縮交渉についての協議が進行中ですが、米国は新START延長の条件として中国の参加を要求していると伝えられています。将来の課題として中国の参加は望ましいことですが、それを条件にするのは米国が延長しない口実のために中国を持ち出しているとさえ考えられます。

NPT再検討会議において核軍縮における前進を図るためには、世界の核弾頭の9割を保有する米口が、まず軍備競争を止め、軍縮協議のテーブルにつくことが必要です。そこで、以下、要請します。

要請項目

1. 米国とロシアに対して、新STARTの5年間延長に至急合意するよう、「日本決議」およびNPT再検討会議において強く要求して下さい。
2. INFについてのアジアにおける軍備競争が懸念されます。米国と中国には西太平洋における緊張緩和と軍縮に関する対話をするよう日本政府の行動を求めます。南シナ海における日本の軍事的プレゼンスを高めることは、それに逆行する行動であり、自制を強く求めます。

(3) NPT再検討会議での合意の履行について

政府は、発効から半世紀となったNPTが核軍縮や核不拡散に果たしてきた役割は極めて大きいとし、「全てのNPT締約国がNPT上の義務を履行し、1995年、2000年及び2010年の再検討会議で合意したコミットメントを実施することは不可欠である」(第10回NPDI

外相会議共同声明、2019年11月23日)としています。しかし、今日、核兵器国、とりわけ米国やロシアは、核兵器の有用性を当然のように口にし、NPT第6条や過去のNPT合意に明確に反する行為を平然と行っています。代表例としては、以下のような明白な違反があります。

①米国のINF全廃条約からの離脱 軍縮合意の原則の一つである「不可逆性の原則」に反します。そもそもINFは、前文において「NPT第6条の下における義務に留意」している通り、第6条義務の履行の一つであったのです。

②新型核兵器の開発、配備 上記のように米国とロシアは公然と新型兵器の開発を競っています。これは2010年に合意した行動計画における行動3「配備・非配備を含むあらゆる種類の核兵器を削減の努力」に違反します。新しい種類を作ることはそもそも前提的に許されていません。

③核弾頭数の増加 核兵器国の中で唯一明確になっている中国の核弾頭数の増加は、2010年行動計画の行動3(上記)及び行動5a「あらゆる種類の核兵器の世界的備蓄の総体的削減に速やかに向かう」に違反します。

こうしたことを踏まえて以下、要請します。

要請項目

1. 過去のNPTにおける全会一致の国際合意が破られていることを、具体例を挙げて示し、NPT体制そのものの信頼性の低下を招いていることを、「日本決議」において指摘して下さい。その上で、過去の合意の履行を改めて訴えて下さい。

2. NPT再検討会議において過去の合意の履行状況を各国が提出することが義務付けられました。しかし、明確な違反を具体的に指摘し対策を協議するシステムができていません。次の再検討会議において、日本はこのようなシステムの必要性を述べ、可能ならば具体案を提案して下さい。

質問項目

1. 上記に示した違反例①～③について、日本政府は合意違反だと認識されますか？政府の認識をお教えください。

(4) 第75回国連総会に提案するいわゆる「日本決議」について

昨年(2020年)の日本決議74/63「核兵器のない世界に向けた共同の行動方針と未来志向の対話」において、政府は

1994年以来の「日本決議」を一変させました。歴代の日本決議は、必ず前文において前年の決議を想起し、その蓄積の上に新しい決議内容を書いていたのですが、昨年の決議はそれを止め、過去と切断了新決議としました。決議を一新すること自体は、悪いことではありません。

しかし、私たちは昨年の決議は、それまでの決議よりも大きく後退したと評価せざるを得ません。主文第3節で6項目の「共同の行動方針」を示しました。6項目とは、a) 核兵器国に透明性と相互信頼を高める措置を求める、b) 誤算や誤解による核爆発のリスク低減、c) FMCT 成立への取り組み、d) CTBT 成立への取り組み、e) 核軍縮の検証、f) 軍縮・不拡散教育です。

この6項目は、現在進行中の危険な動向と核戦争の危機——核兵器の有用さを公然と主張したり、競争相手国を名指しして軍拡競争を公言し、新しい核兵器の開発と次世代兵器に巨額を投資したり、核兵器の戦術使用をほめめかしたりする現状に対して、目を背けていると言わざるを得ません。このように後退したのは、米国のトランプ政権の政策に引きずられた結果ではないかとすら、私たちの目には映ります。

被爆国の日本政府としては、核兵器の非人道性を強調し、現在の危険を訴え、核軍縮への流れを再生することへの強い訴えをすることが求められていると思います。そこで以下を要請します。

要請項目

1. 2019年の「日本決議」を踏襲するのではなく、悪化している現状を踏まえ、現状改善を強く訴える「日本決議」を目指してください。具体的には、「核兵器使用の壊滅的人道上の結末」を強調すること、NPT 再検討会議の合意の通り「核兵器国は保有核兵器の完全廃棄を達成するという明確な約束を改めて行う」こと、米口が新 START の延長に合意し、さらなる削減に向けた交渉を行うこと、を最低限の必須要件として下さい。
2. 来年予定の NPT 再検討会議においては、過去の合意の順守を再確認し、さらに進んだ核軍縮への具体的な合意に達するよう全ての国が努力する旨、日本決議で誓約して下さい。
3. 平時における事故や偶発の出来事での核兵器爆発を避けるために、米口の警報即発射態勢の解除を求めて下さい。

(5) 朝鮮半島情勢への日本の関与と北東アジア非核兵器地帯

2018年以來、米朝、南北の首脳合意によって朝鮮半

島情勢が平和と非核化に向かって好転したことは、冒頭に述べたとおりです。交渉は膠着状態が続いていますが、合意の枠組みは維持されています。

首脳合意は、国連安保理の制裁決議では前進が得られなかった状況に、突破口を開いた点を忘れてはなりません。制裁の維持・強化という方法とは異なる解決の道が、シンガポールでの米朝合意と2回の南北首脳合意によって開かれたのです。日本はこれらの合意を歓迎していますが、合意の実現は地域の平和と安定のみならず、日本にとっても好ましいことであり、日本の貢献が求められています。とりわけ、米朝協議の前進が重要であり、シンガポール合意の履行について、日本政府は積極的に米国に進言すべき状況にあります。

米朝協議の前進には、相互の信頼醸成が必要であり、そのためには、米国と北朝鮮がシンガポール合意において相互に負っている義務を段階的に履行するプロセスが必要です。具体的には米国は安全の保証の履行、北朝鮮は完全な非核化の履行を一步一步進めることが必要です。安全の保証の一部として朝鮮戦争の終結宣言や経済制裁の緩和などがあり、非核化の一部として寧辺の核施設の検証を伴う凍結、全ての核施設の申告などがあるでしょう。

また、朝鮮半島の完全な非核化は、日本の非核三原則とリンクさせた日本も含めた北東アジア非核化を追求することでより安定的なものになります。それを提案することで、日本が2018年以後の情勢をより良い方向に牽引する当事者として積極的な役割を演じることができると思います。

日本政府が北東アジア非核兵器地帯を打ち出すことは、拡大核抑止力に依存する政策を克服することにもなり、前述した通り、日本が TPNW に参加することも可能になります。

そこで、以下を要請します。

要請項目

1. 日本は、シンガポール合意の履行のためには米朝が段階的な履行を通して相互信頼を高めることが必要であることを米国に対して進言して下さい。
2. 日本は、敵視政策ではなく、北朝鮮との対話と相互信頼を築くという政策意思を示すシグナルとして、まず、国連安保理決議と無関係な日本独自の制裁を段階的に緩和する意思表示をして下さい。国連や NPT 会議でもその方向を表明して下さい。
3. 日本政府は北東アジア非核兵器地帯の設立意思を表明することによって、朝鮮半島非核化プロセスに積極的

に閣下して下さい。その方針を国際会議の場で発信して下さい。

以上

<資料2>第75回国連総会 日本決議 核兵器のない世界に向けた共同の行動方針と未来志向の対話

A/C.1/75/L.71

2020年10月15日

共同提案国：日本、レソト、マラウイ、ニカラグア

総会は、核兵器のない世界の実現が国際社会の共通目標であることを再確認し、

また、核不拡散条約（以下、NPT）が国際的な核不拡散体制の基礎であり、核軍縮の追求、核不拡散及び核エネルギーの平和利用の不可欠の基礎であり、それぞれが相互に補強しあっていることを再確認し、同条約の普遍性をよりいっそう高める決意を再確認し、

2020年4月27日から5月22日に予定されていた第10回NPT締約国再検討会議の延期を留意し、それが成果をあげる重要性を強調し、2020年は条約発効50周年、広島と長崎で核兵器が使用されてから75年にあたることを想起し、それ（広島・長崎）以来核兵器が使われていないことを力説し、すべての加盟国が同条約の下で核軍縮及び不拡散の義務を遵守する必要性を強調し、

1995年のNPT締約国再検討・延長会議の最終文書、ならびに2000年及び2010年の各NPT締約国再検討会議の各最終文書に盛り込まれた、合意された諸措置の重要性を再確認し、

核兵器のない世界の実現に向けては多様なアプローチが存在すること、及び、この目的の実現のためにはすべての加盟国間の信頼醸成が不可欠であることを念頭に置き、

すべての加盟国が、すべての国にとって安全が低下せずに強化されるという原則に基づいて国際的な安定と平和と安全を促進する方法で、核兵器の完全廃棄に向けてさらなる実践的な措置や効果的な措置を取ることの重要性を強調し、

適切な場合には、地域の加盟国の自由意思による合意に基づき、1999年の軍縮委員会によるガイドラインと整合した、非核兵器地帯をさらに創設することを奨励し、

ジュネーブ軍縮会議において、核兵器その他の核爆発装置向けの核分裂性物質の生産を禁止する条約の交渉を直ちに始め、早期に締結することの重要性を強調し、文書CD/1299およびその文書で定められている委任に基づくそうした交渉の開始と、その条約の発効までの間、核分裂性物質の製造の自主的な停止を支持し、

包括的核実験禁止条約（CTBT）を、すべての加盟国とりわけ付属文書2における残り8か国が、遅滞なく署名し批准することを通じて、さらなる核実験を防ぐ重要性をも強調し、

誤算または誤解によって核兵器が使用されるリスクを低減させることの重要性を認識し、

核兵器の廃棄を達成し維持する過程において、効果的で信頼性があり遵守を保証する核軍縮検証が欠かせない役割を有していることを想起し、その報告書に述べられているように、核軍縮の推進における検証の役割を考察するために政府専門家グループが果たした然るべき働きを歓迎し、2019年12月12日の決議74/50に基づいて新しい政府専門家グループが設立されたことも歓迎し、

新戦略兵器削減条約（新START）の重要性を認識し、戦略的安定に貢献する方法でその条約の潜在的な延長についての当事者間で進行中の対話を認識し、核兵器国間の透明性を高めることの重要性を特に強調し、核軍拡競争を防ぎ、核兵器の最終的な廃絶への道を準備するのに役立つ効果的な措置について、軍備管理対話を誠実に開始するという核兵器国の特別な責任を再確認し、

軍縮目標に向けた取り組みを支援するための、既存の多国間軍縮機構を横断した協働の価値を認識し、

科学技術の発展が軍備管理、軍縮、不拡散及び国際的安全保障に与える影響を考慮することの重要性に留意し、

効果的な核軍縮と国際的安全保障の強化は相互に補強しあうものであることを強調し、

核不拡散のための国際体制のさらなる強化が国際的平

和と安全にとり必要不可欠であることを再確認し、

朝鮮民主主義人民共和国 (DPRK) があらゆる核兵器及び既存の核計画、その他すべての大量破壊兵器、弾道ミサイル計画を完全かつ検証可能で不可逆的なかたちで解体することを求める関連の安保理決議を想起し、DPRKの最終的で完全に検証された非核化を達成するための、米国大統領と朝鮮労働党委員長との会談を通じた外交努力を歓迎し、

軍縮・不拡散教育においてさまざまな世代、世界の地域および性別を包含する努力が、核兵器のない世界の実現に向けた努力を際立たせ、そうした機運を生み出すことに留意し、

核兵器使用による壊滅的な人道上の結末を認識し、政治指導者や若者らによる広島と長崎への訪問を歓迎し、

女性と男性の平等で完全かつ効果的な参加が、持続可能な平和と安全の促進と達成のための重要な要素の1つであることを再確認し、

信頼醸成を通じた具体的な核軍縮措置の実施をさらに促進するためには、国際社会が直ちに共同で行動し未来志向の対話を行う必要があることを再確認し、

1. NPT の全締約国が、国際的緊張の緩和、締約国間及び国際的核不拡散体制の信頼強化などを通じて核兵器廃絶という究極目標に献身していること、また、核兵器のない世界の実現に向けて、同条約の6条を含むあらゆる側面における完全かつ着実な履行に献身していることを再確認する。

2. NPT の全締約国に対し、第10回再検討会議に向けて、さらにその後を見据えて、上記の約束を実践するための具体的方策を定めるよう呼びかける。

3. 共同の行動方針として、とりわけ以下を奨励する。

(a) すべての国、とりわけ核兵器国は、直ちに透明性と相互の信頼を高めるための具体的措置を取ること。これには、NPT の履行状況に関する頻繁かつ詳細な報告の実施やそれらの報告について討議する機会を提供することが含まれる。

(b) すべての核保有国は、誤算または誤解による核爆発のリスクを低減するための方策を講じ、この目的の達成のためにさらなる努力をすること。これには、核ドクトリンおよび態勢に関する透明性と対話、軍と軍の対話、ホットラインまたは情報とデータの交換が含まれる。

(c) すべての国が、核兵器その他の核爆発装置向けの

核分裂性物質の生産を禁止する条約の交渉を開始するため、直ちにあらゆる努力をすること。これには、核兵器その他の核爆発装置に使われる核分裂性物質の生産のモラトリアムを宣言し維持すること、及び、ジュネーブ軍縮会議において実質的議論を深めることが含まれる。

(d) 包括的核実験禁止条約の付属文書2に記された残りの8か国を含むすべての国が条約で要求されているすべての核爆発実験および他のすべての核爆発の停止を実現するために直ちにあらゆる努力をすること。これは、例えば、核爆発実験またはその他の核爆発のモラトリアムの実施と維持、それを行う政治的意志の表明、そうしたモラトリアムに逆行し得る核実験に関連する活動に対する透明性の確保、条約への遅滞のない署名と批准、そして包括的核実験禁止条約機関準備委員会への継続的な支援を通じて行われる。

(e) すべての国が、国連とジュネーブ軍縮会議において、また、核軍縮検証のための国際パートナーシップの枠組みの中で、具体的な取り組みを通じるなどして、核軍縮検証についての実際的な貢献を継続すること。

(f) すべての国が、軍縮・不拡散教育の取り組みを、とりわけ、若い世代が積極的に関与できる取り組みを促進すること。これには、対話の場、個人指導、インターンシップ、研究奨励制度、奨学金、モデルイベント、青少年グループ活動が含まれる。さらに、すべての国は核兵器の使用がもたらす現実への意識啓発を行うこと。これは特に、政治指導者や若者をはじめとする人々による訪問および自らの経験を将来の世代に伝える被爆者（核兵器の使用に苦しんだ人々）を含むコミュニティや人々との交流などを通じてなされる。

4. さらに、核軍縮の進展に向けて未来志向の対話を促進するため、以下を奨励する。

(a) 核兵器国は、NPT の再検討会議や準備委員会、ジュネーブ軍縮会議、国連総会第一委員会といった国際的議論の場において、核政策やドクトリンを明確に打ち出すこと。そして、そうした核政策やドクトリンに基づき、すべての国が双方向的な議論を行うこと。

(b) すべての国が、軍備管理、軍縮、不拡散に科学技術の発展が及ぼしうる影響について対話を行うこと。

(c) すべての国が、核軍縮と安全保障の関係について率直な意見交換を行うこと。

5. 国際的な核不拡散体制の強化、ならびに、関連する安保理決議に基づき DPRK の完全な非核化の達成に対する約束を再確認すると共に、関連するすべての安保理

決議の完全履行に対しすべての国が責任を負うことを再確認し、DPRK に対し、国際原子力機関の保障措置の遵守を含め NPT の完全な遵守に早期に復帰するよう求める。

6. 第 76 会期の暫定議題として、「全面的かつ完全な軍縮」と題する項目の下に「核兵器のない世界に向けた共

同の行動方針と未来志向の対話」という小項目を含めることを決定する。

出典：国連 HP

<https://undocs.org/A/C.1/75/L.71>

アクセス日：2020年10月28日

本誌編集部による翻訳

＜資料 3＞第 75 回国連総会 新アジェンダ連合 (NAC) 決議

核兵器のない世界へ：核軍縮に関する誓約の履行を加速する

A/C.1/75/L.54
2020年10月14日

共同提案国：ブラジル、エジプト、アイルランド、レソト、マラウイ、メキシコ、ニュージーランド、フィリピン、南アフリカ

総会は、

1946年1月24日の決議 1 (I)、2016年12月5日の 71/54、2017年12月4日の 72/39、2018年12月5日の 73/70 および 2019年12月12日の 74/46 を想起し、

1998年6月9日にダブリンで承認された新アジェンダ連合 (NAC) の発足と軍縮のための新しいアジェンダの概要を述べた共同声明の 22 周年に留意し、

核兵器の壊滅的な人道上の結末を実証した広島と長崎への原爆投下から 75 周年となることを想起し、

後の世代を戦争の惨劇から救うために設立された国連が 75 周年を迎えたことが、核兵器は二度と使用されるべきではないことを再確認するための、および核軍縮を進めるための歴史的な機会を提供していることに留意し、

核軍縮と核不拡散の基礎となった NPT の発効 50 周年を想起し、

事務総長による軍縮アジェンダ「共通の未来を守る：軍縮のためのアジェンダ」を歓迎し、その実施の重要性を強調し、

核兵器がもたらす人類への危険に対して軍縮アジェンダが示した重大な懸念は、核軍縮・不拡散に関するすべ

での審議、決定、行動において共有されるべきであることを繰り返し表明し、

核兵器のいかなる使用によっても生じ得る壊滅的な人道上の結末に対する 2010 年 NPT 再検討会議による深い懸念の表明、およびすべての人にとってのより安全な世界を模索し、核兵器のない世界において平和と安全を実現するという同会議の決意を想起し、

2010 年以降国際社会において生み出されてきた核兵器に関連して生じ得る壊滅的な人道上の結末と危険に対する新たな関心および、これらの懸念が核軍縮の必要性和核兵器のない世界の実現・維持の緊急性の根拠となるべきであるという意識の高まりに満足をもって留意し、多国間の軍縮フォーラムにおける核兵器の人的影響に与えられた重要性に満足をもって留意し、

核軍縮の緊急性をさらに高める核兵器爆発による壊滅的結果に対して理解と意識を高めることを目的とし、2013年3月4日及び5日にノルウェーが、2014年2月13日及び14日にメキシコが、そして2014年12月8日および9日にオーストリアが主催し開催された核兵器の人的影響に関する会議でなされた議論を想起し、

国境をはるかに超えて到達し、また、持続可能な開発目標の達成を危うくするいかなる核兵器爆発からも生じる壊滅的結果について詳述した核兵器の人的影響に関する会議で提示されたものを含めた説得力のある証拠を強調し、核爆発の発生は事故、システム障害、または人為的ミスによるものも含まれるが、発生後の余波と発生リスクに対処する国家および国際機関の能力が不足していることを強調し、

女性と少女に対する電離放射線被爆が男性と比べて極めて不均衡な影響をもたらすことに注目し、

2013年12月10日の決議 68/32 によって決定された9月26日を核兵器の全面的廃絶のための国際記念日として祝い、普及させることを歓迎し、

2016年12月23日の71/258決議に則って、核兵器の完全廃棄につながるよう核兵器を禁止するための法的拘束力のある手段について交渉するための国連会議において交渉された2017年7月7日の核兵器禁止条約の採択を歓迎し、

核軍縮・不拡散教育の重要性を強調し、核軍縮と核不拡散は双方において緊急で不可逆的なプロセスを必要とする相互強化プロセスであることを再確認し、

NPTの無期限延長の基礎となった1995年NPT再検討・延長会議が採択した諸決定と決議、ならびに2000年と2010年のNPT再検討会議の最終文書、とりわけNPT第6条下での誓約に従い、核廃絶に繋がるよう、保有している核兵器の完全廃棄を達成するという核兵器国による明確な約束を想起し、

透明性、検証可能性、および不可逆性が核軍縮と核不拡散に適用される基本原則であることを再確認し、また、全てのNPT締約国が、条約の義務履行と関連したこれらの基本原則を適用すると誓約したことを再確認し、核軍縮・不拡散に関する目標に向けて前進するために包括的核実験禁止条約発効が引き続き極めて重要であることを認識し、

核兵器完全廃棄こそが、核兵器の使用あるいは使用の威嚇に対する唯一の絶対的保証であること、および核兵器の完全廃棄までの間、非核兵器国が、明確で法的拘束力のある消極的安全保証を核兵器国から得ることへの正統な関心を想起し、

核兵器の完全廃棄までの間、非核兵器地帯の設置と維持が、世界および地域の平和と安全を促進し、核不拡散体制を強化し、核軍縮の目的の実現に貢献するとの確信を再確認するとともに、「非核兵器地帯を設立する条約の締約国及び署名国、並びにモンゴル国の会議」を歓迎し、

とりわけ既存の条約および関連議定書の批准ならびに非核兵器地帯を設立する条約の目標と目的に反する留保や解釈宣言の撤回または改訂を通じ、既存のすべての非核兵器地帯の強化に向けて引き続き真の前進を続けるよう各国に要請し、

当該地域の関係国間で自由意思により結ばれた取り決めに基づき、さらなる非核兵器地帯創設のため2010年再検討会議で表明された奨励を想起し、現在非核兵器地帯が存在していない地域、特に中東において非核兵器地帯を創設するために協調した国際的な取り組みが続いて行われることへの期待を再確認し、この文脈において、中東に関する1995年決議の完全なる履行のための実践

的な措置に関し、2010年再検討会議で合意の不履行があったことに深い失望をもって留意し、この問題に関し2015年NPT再検討会議において合意に達しなかったことに失望し、

当該地域の国々の自由意思により結ばれた取り決めに基づき、中東非核兵器・非大量破壊兵器地帯の設立に関する条約の具体化を目的とした会議の開催を事務総長に委任する2018年12月22日の73/546決定を承認し、また非核兵器地帯の設立に関する当会議の第1セッションが成功のうちに開催されたことを承認し、

過去24年間、作業計画に合意し実施することができなかったジュネーブ軍縮会議において、これまでと同様に多国間での核軍縮に向けた進展が何もないことに深く失望し、1999年以来、国連軍縮委員会が核軍縮について実質的な成果を何一つ出していないことに失望し、

2015年NPT再検討会議が、NPTを強化し、NPTの完全な履行と普遍化に向けた進展を促し、1995年、2000年、2010年のNPT再検討会議においてなされた約束と合意された行動の履行状況を監視する機会を逃し、実質的な成果が全くなかったことに深い遺憾の意を表し、この失敗がNPTに与える影響およびその3本柱間のバランスに与える影響について深く懸念し、

国際関係において緊張が高まっており、いくつかの国の安全保障ドクトリンでは核兵器により高い重要性が与えられ、大規模な核兵器近代化計画が進行中であり、これらすべてが核軍縮と不拡散体制を侵食していることに深刻な懸念をもって留意し、

コロナウイルス感染症(COVID-19)のパンデミックのために2020年NPT再検討会議を延期せざるを得なかったことに遺憾の意をもって留意し、2020年NPT再検討会議において実質的な成果をもたらす建設的・包括的な会議を成功させることの重要性を強調し、この点において全ての締約国が一層努力を行うことを促し、2020年再検討会議がNPTの強化および完全な履行と普遍化の達成に向けた前進に寄与し、1995年、2000年、2010年のNPT再検討会議でなされた約束及び合意された行動の履行状況を監視することを確実にすることが極めて重要であることを強調し、

ロシアと米国が、新START条約(新戦略兵器削減条約)において合意した核兵器削減を完了したことを歓迎し、保有核兵器の一層の削減を達成するために、2000年と2010年のNPT再検討会議が、両国に対してその後の措置に関する議論の継続を奨励したことを改めて強調する一方で、この点に関して、両国に対し、新START条約を延長し、できるだけ早く後継条約に関する交渉を妥

結するよう要請し、

一方的、あるいは二国間および地域的イニシアチブの有用性、ならびにそうしたイニシアチブでの合意事項が順守されることの重要性を認識する一方で、核軍縮に関する多国間主義の重要性を強調し、

1. NPT の各条項は、いかなる時もいかなる状況においても加盟国を拘束するものであり、すべての加盟国はNPT 下での義務を厳格に遵守することに対して全面的な責任を負わなければならないことを繰り返し強調するとともに、すべての加盟国に対し、1995年、2000年、2010年のNPT 再検討会議におけるすべての決定、決議、約束を完全に順守するよう求める。

2. また、2010年NPT 再検討会議において、いかなる核兵器の使用も壊滅的な結末を引き起こすことに対して表明された深刻な懸念と、すべての加盟国がいかなる時も国際人道法を含む適用可能な国際法を遵守する必要性を繰り返し強調する。

3. 核兵器の人的影響に関する会議において示された証拠を認識するとともに、加盟国に対し、関連する決定や行動を実施するうえで、核軍縮に根拠を与える人道上の責務と核軍縮実現の緊急性に対して相応の重要性を与えるよう求める。

4. すべてのNPT 加盟国がNPT 第6条の下で約束している核軍縮につながるよう、保有核兵器の完全廃棄を達成するとして核兵器国による明確な約束の具体的な再確認を含め、2000年NPT 再検討会議の最終文書において合意された具体的な措置が引き続き有効であると再確認されたことを想起し、核軍縮につながる措置に関して具体的な進展を加速することを核兵器国が約束したことを想起するとともに、核兵器国が自らの約束の履行を加速するために必要なあらゆる手段を講じることを求める。

5. 核兵器国に対し、一方的な、あるいは二国間、地域および多国間による措置を通じたものを含め、配備、非配備を問わず、あらゆる種類の核兵器を削減し究極的に廃棄するため一層の努力を行うとの誓約を果たすよう求める。

6. 核兵器を保有するすべての国に対し、すべての核兵器の高度警戒態勢の解除を確実にすることを目標に、検

証可能かつ透明性の高い方法で、核兵器システムの作戦準備態勢を緩和するよう要請する。

7. 核兵器の完全廃棄までの間、核兵器国が、全ての軍事上および安全保障上の概念、ドクトリンおよび政策において、核兵器の役割と重要性を具体的に低下させることを奨励する。

8. 核兵器の完全廃棄までの間、核兵器国を含む地域同盟に加盟している全ての国に、集団的安全保障ドクトリンにおける核兵器の果たす役割を低下させることを奨励する。

9. NPT 加盟国が、核兵器国が核兵器の開発および質的な改良を制限すること、並びに先進的な新型核兵器の開発を中止することに対する非核兵器国の正統な関心を認めたことを強調するとともに、核兵器国に対して、この点に関して措置を講じるよう求める。

10. 核兵器国が核軍縮の誓約をないがしろにし、核兵器使用のリスクと新たな軍備競争の可能性を高める核兵器国による核兵器計画の近代化に関する最近の政策表明に懸念を持って留意する。

11. これまでの核軍縮に関する義務と約束に従って、各核兵器国により軍事目的上不要であると指定されたすべての核分裂性物質の不可逆的な撤去を確実にするためのさらなる措置をすべての核兵器国が講じることを奨励するとともに、IAEA の枠組みのもとで、すべての加盟国が、適切な核軍縮検証能力と法的拘束力のある検証の取り決めを前進させることを支援し、それによりこうした物質が検証可能な形で恒久的に軍事計画の外に置かれることを確実にするよう求める。

12. すべてのNPT 加盟国に対し、条約の無期限延長と密接不可分である1995年NPT 再検討・延長会議で採択された中東に関する決議の完全な履行に向けて取り組むよう求めるとともに、1995年の中東に関する決議はそれが完全に履行されるまで有効であり、同決議に述べられている中東非核兵器・非大量破壊兵器地帯設置のためのプロセスを含め、2015年NPT 再検討会議において実質的な成果が何もなかったことに対して失望と深い懸念の意を表す。

13. 1995年の中東に関する決議の共同提案国に対して、

中東非核兵器・非大量破壊兵器地帯の早期設置を確実なものにすることを旨とし、同決議が定めるように同地帯の設置に関する会議の開催を支援することなどを通じて、最大限の努力をするよう要請する。

14. 核軍縮と核不拡散を達成するためのNPTの基本的な役割を強調し、日程が変更されたNPT再検討会議に期待する。

15. すべての加盟国に対して、NPTの普遍化を実現するためのあらゆる努力を惜しまないよう求めるとともに、これに関連して、インド、イスラエルとパキスタンに対し、即時かつ無条件に非核兵器国としてNPTに加盟し、自国のすべての核関連施設をIAEAの保証措置の下に置くことを要請する。

16. 最近の南北首脳会談および米朝首脳会談を含むDPRKとの間になされた対話と議論を奨励とともに留意し、平和的手段による朝鮮半島の非核化実現に向けて、DPRKが約束を果たし、すべての核兵器及び既存の核プログラムを放棄し、早期にNPTに復帰し、国際原子力機関の安全保障措置協定を遵守することを促す。

17. すべての加盟国に対して、多国間の枠組みの中で核軍縮という大義を前進させる努力を妨げている国際的軍縮機関内部の障害を乗り越えるために協働するよう促すとともに、ジュネーブ軍縮会議に対して、とりわけ多国間交渉を通じて、今一度、核軍縮の課題を前進させるための実質的な作業を遅滞なく開始することを促す。

18. すべてのNPT加盟国に対し、1995年、2000年、2010年のNPT再検討会議において合意された同条約の義務と約束を遅滞なく完全に履行するよう促す。

19. また、すべてのNPT加盟国に対して、NPTおよびその再検討プロセスの健全さを確保するために、第6条の義務の履行を危機感を持って前進させることを要請する。

20. 核兵器国に対し、標準化された詳細な報告様式によるものを含め、加盟国が進捗状況を定期的に監視できるような形で、核軍縮の義務と約束を質的にも量的にも履行するよう促す。これにより、核兵器国間のみでなく核兵器国と非核兵器国間の信用と信頼を強化し、核軍縮に貢献することとなる。

21. また、核兵器国に対し、2020年NPT再検討会議の一連のサイクルを通して提出される予定の報告書の中に、核軍縮に関する義務と約束の履行に関する具体的な詳細な情報を含めることを要請する。

22. NPT加盟国に対し、進捗状況に対する客観的な評価を確実かつ容易にするために、一連のベンチマークやタイムラインおよびそれに類似した規準といった手段を通じて、核軍縮に関する義務および約束の履行状況に対する可測性を改善することを奨励する。

23. 加盟国に対し、国連総会決議1(I)およびNPT第6条の精神と目的をふまえて、核兵器のない世界の達成と維持のための効果的な措置に関する多国間交渉のための努力を遅滞なく誠実に継続することを促す。

24. 加盟国に対し、核軍縮のためのさらなる法的拘束力のある効果的措置を特定し、具体化し、交渉し、履行する努力を引き続き支持することを要請し、この点において、2017年7月7日の核兵器禁止条約の採択を歓迎する。

25. 軍縮教育を含め、あらゆる核兵器爆発がもたらす危険性と壊滅的な影響に対する市民社会の意識を高めるための措置をとることを勧告する。

26. 全ての加盟国に対し、核兵器の維持管理、開発、近代化につきこまれる膨大な資源について十分検討し、これらの資源が持続可能な開発目標が描くような、より良い未来の追求のためにより良く利用することができるか十分に考慮することを求める。

27. 第75回国連総会の暫定議題の項目「全面的かつ完全な軍縮」の下に、「核兵器のない世界へ：核軍縮に関する誓約の履行を加速する」と題する小項目を含めること、並びに、同総会において、現存する決議の履行状況を調査することを決定する。

出典：国連HP

<https://undocs.org/A/C.1/75/L.54>

アクセス日：2020年11月27日

本誌編集部による翻訳

トピックス

米露が新 START の 1 年延長に合意へ

10月20日、ロシア外務省は新戦略兵器削減条約（新START）に関し、米国の提案していた条約対象外の短・中距離の戦術核弾頭を含む「全核弾頭の保有数の凍結」を1年延長することに応じるつもりであることを述べた。これによって、新STARTの延長が実現する可能性が高まった。なお、合意すれば最大5年間の延長が可能になる。戦術核弾頭の保有数でロシアは米国に優位に立つため、ロシアは無条件での延長を求め、交渉が難航していたが、米国の提案を、追加の条件を米国が出さないことを条件に受け入れ、米国国務省もこのロシアの譲歩を評価した。新STARTは現在、米露の核兵器数を制限する唯一の条約であり、戦略核弾頭、戦略爆撃機、大陸間弾道ミサイル（ICBM）を念頭に、それらの配備数を制限することを目的にする。

事態が動いたのには2つの事情がある。まず、大統領選挙でトランプ政権に外交的なアピール材料が欲しいという事情があった。当初、米国は核戦力を増強させている中国を条約に入れるために中国に働きかけることを

ロシアに主張していたが、ロシアがそれを拒否していた。米国は8月にこの条件を取り下げた。合意案には明記されないが、中国の参加を延長期間中に米露で目指すことになる。

次に、バイデン氏が大統領選で新START延長を明言していたものの、ロシアを米国の「最大の脅威」と発言するバイデン率いる新政権がどの程度ロシアに友好的か分からず、また中国の加盟を求めるトランプ政権の再選もありえたので、今のうちにできるだけ良い延長条件を得ることをロシアは選んだという事情があった。というのも、ロシアは通常戦力でアメリカに大きく劣るので、新STARTで米国の核保有を制約することは安全保障上、重要であるからだ。

新STARTに代わる新たな核管理の枠組みについて、1年延長する間に協議しなければならないが、持続的で、検証可能で、今の条約対象外の核兵器を含む包括的な合意を作ることができるかは分からない。

米大統領選でバイデン候補が勝利

米大統領選では11月7日、民主党のジョー・バイデン前副大統領（77）の当選が確実となった。それを受けてバイデン氏の政権移行チームは、11月10日、政権発足に向けて省庁再検討チーム（Agency Review Teams）約500人の名簿を発表した。名簿によると、国務省担当のチームリーダーにはアフリカの専門家である外務官僚の経歴が長いリンダ・トーマスグリーンフィールド（Linda Thomas-Greenfield）が、国防省担当のチームリーダーには国際政治の研究者であるケース・ヒックス（Kath Hicks）が任命された。今回発表された省庁再検討チームのうち著名なアジアの専門家としては、イーリー・ラトナー（Ely Ratner）新米国家安全保障研究センター（CNAS）研究部長が挙げられる。

ラトナーはカリフォルニア大学バークレー校で政治学の博士号を取得し、特に米中関係に造詣が深い。バイデン氏とは旧知の仲で、バイデン氏が上院議員の時代に同氏の下で上院外交委員会の専門スタッフを務め、2015

年から2017年までバイデン副大統領の国家安全保障担当補佐官代理を務めた。2011年から2012年にかけては国務省の中国・モンゴル問題担当事務所に勤務した経験もあり、現場を熟知した研究者といえる。

ラトナーの対中スタンスだが、米誌『フォーリン・アフェアーズ』に同氏が寄稿した論文によると、中国は米国の手ごわい競争相手であり、日本などの同盟国と共同で対抗すべきという考えの持ち主である。具体的には、米国は中国軍関係者に対する技術移転や情報漏洩を防ぎ、南シナ海において中国軍が南沙諸島に建設した軍事基地に長距離ミサイルや戦闘機を配備するなら、米国は南沙諸島の領有権を主張する東南アジアの諸国を支援し、武器を売り、共同軍事演習を行って中国軍の行動を抑止すべきと主張している（注）。

（注）米誌『フォーリン・アフェアーズ』<https://www.foreignaffairs.com/articles/united-states/2019-12-12/>

beyond-trade-war

<https://www.foreignaffairs.com/articles/2017-06-13/course-correction>

北朝鮮で労働党創建 75 周年軍事パレード

10月10日未明、北朝鮮は労働党創建75周年を祝う軍事パレードを、およそ2年ぶりに実施した。パレードでは新型兵器が次々に登場したが、注目すべきは新型大陸間弾道ミサイル(ICBM)と新型潜水艦発射弾道ミサイル(SLBM)「北極星4」だった。ICBMは全長25~26メートル、直径は2.5-2.9メートルである。2017年11月に発射した「火星15」よりも大型化し、世界最大級のICBMになった。大型化した理由は、ワシントンとニューヨークを攻撃できるように飛距離を伸ばす必要があったことと、米国のミサイル防衛システムを破れるよう、多弾頭化して攻撃力を上げるためだと考えられる。ただし、大きすぎて、移動させるのが難しく、インフラの整った地域に限定して配備されるであろう。さらに、液体燃料システムのため、発射するのに時間がかかる。複数の弾頭により多数の目標を攻撃できるため、

迎撃も難しく、実現すれば大きな脅威になる一方で、技術水準から、多弾頭化は実現していない可能性が高い。

新型SLBM「北極星4」は建造中の3000トンクラスの潜水艦に載せるために、以前のものより全長が短くなった。射程距離は不明だ。新型兵器を誇示することで、米国の新政権との交渉を有利に進めたい思惑があると言われている。金正恩党委員長は演説で、「自衛的な戦争抑止力を引き続き強化していく」と語り、米国への対決姿勢は見せなかった。北朝鮮は慢性的な食糧不足、三度の大型台風被害や新型コロナウイルスに苦しんでいるが、新型兵器を誇示することで、北朝鮮を過小評価すべきではないというメッセージが今回のパレードには込められていた。

北海道の2自治体が「核のごみ」最終処分場の文献調査に応募表明

人口減と財政難に悩む北海道の2つの小さな自治体が、苦渋の選択をしようとしている。10月8日、北海道寿都町は、片岡春雄町長が記者会見をし、「核のごみ」(原発から出る使用済み燃料の再処理後に生ずる高レベル放射性廃棄物)最終処分場の選定プロセスの第1段階である「文献調査」に応募することを発表した。翌9日には町長が上京し、処分事業を担う原子力発電環境整備機構(NUMO)に応募書類を提出した。

一方、寿都町から約40キロ北の神恵内村の臨時議会は、10月8日、調査受け入れの請願を採択し、高橋村長はその後の会見で「結果を尊重する」と、事実上受け入れる意向を示した。核のごみの最終処分場選定に自治体が応募を表明するのは、2007年の高知県東洋町以来、13年ぶりのことで、文献調査が始まれば2000年の最終処分法施行以来、初となる。

両自治体は、共に北海道電力泊原発(泊村)に隣接する日本海側に面した「後志(しりべし)」と呼ばれる地

域に位置する。ともに深刻な過疎化が止まらず、人口減に悩み、将来の財政難への危機感があり、2年間の文献調査応募によって得られる国からの最大20億円の交付金による地域振興への期待がにじみ出ている。

しかし、北海道には「北海道における特定放射性廃棄物に関する条例」(2000年10月24日施行)があり、「特定放射性廃棄物の持込みは慎重に対処すべきであり、受け入れ難いことを宣言する」としており、鈴木直道知事は条例の順守を求め、応募に反対する姿勢を示している。また、寿都町では応募に反対する市民でつくる「子どもたちに核のごみのない寿都を!町民の会」が、文献調査への応募の賛否を問う住民投票条例の制定を求め署名運動を始めている。周辺漁協なども、風評被害を含めて漁業への悪影響を心配し、反発している。

キーン・ソード 21 とマラバール 2020 大規模な共同訓練相次ぐ

10月26日から11月5日まで自衛隊37000人、米軍9000人が参加して日米共同統合演習「キーン・ソード21」が実施された。今年最大の演習である。実施場所は以下の2か所である。

- (1) 我が国周辺海空域、自衛隊施設及び在日米軍施設
- (2) 種子島及び臥蛇島（種子島では自衛隊が訓練を実施し、臥蛇島では自衛隊と米軍が共同訓練を実施）

ケビンシュナイダー在日米軍司令官と山崎幸二統合幕僚長が東京横田基地からアメリカ空軍のCV-22オスプレイに乗り、四国沖のヘリ空母「かが」（呉）に着艦、原子力空母レーガンなどと艦隊航行を行う中、開始宣言が行われた。

臥蛇島上陸訓練では、ヘリ空母「ひゅうが」（舞鶴）、大型揚陸艦「おおすみ」「くにさき」（ともに呉）、ドック型揚陸艦アシュランドが揚陸艦隊を編成し、ヘリコプターやオスプレイなどで140名を上陸させた。徳之島には「野戦病院」が設置された。大分県の日出生台演習場を離島に見立てて、4500人が参加して島嶼防衛訓練も実施。宮崎県の新田原基地に沖縄・嘉手納基地のF15

戦闘機が展開したが、その訓練内容は発表されていない。また、アメリカ陸軍のXバンドレーダが配備されている青森県車力通信所、京都府経が岬通信所では、「不審者の拘束」などの基地防衛訓練が実施された。佐世保基地横瀬貯油施設でも警備訓練を実施。神奈川県厚木基地ではPAC-3の展開訓練、横田基地では滑走路修復訓練が行われた。

11月4日と5日には、米宇宙軍主催の多国間机上演習「シュリーバー演習2020」が空自・市ヶ谷基地（防衛省敷地内）で日米を中心に実施された。

さらに、11月3日から20日まで、日米印豪共同訓練マラバール2020が行われ、3日から6日まではインド洋東方海空域で行われた訓練に、海賊対処から帰国途中の護衛艦「おおなみ」（横須賀）が参加、17日にはアラビア海北部での訓練に、情報収集で派遣されている護衛艦「むらさめ」（横須賀）が参加、原子力空母ニミッツなどと共同訓練を行った。「我が国独自の派遣」という建前は崩れつつあるのだろうか。

平和を考えるための 映画ガイド

◆映画『監視資本主義：デジタル社会がもたらす光と影』

「圧縮」から「分裂」の時代？

ソーシャル・ネットワーク・サービス（SNS）が現代社会と人々に与える影響について告発しているこの映画は、皮肉にも最近SNS上で大きな話題を呼んでいる。

映画はFacebookやInstagram、twitterといった世界的なSNSの元スタッフや元幹部たちがSNS企業の戦略とその影響について告発し

ているドキュメンタリーの部分と、SNSが若者に与えている影響をドラマに仕立てている部分で構成されている。

映画に登場する元スタッフたちは口をそろえ、SNSを運営するテック企業にとって私たちはユーザーではなく、商品だと話す。私たちのネット上の履歴は全て保存され、その情

報を欲する企業に売られるからである。またより多くの広告元を集めるために、企業は人々の行動を予測し動かすための情報や実験も繰り返し行っていると話す。こうしたテック企業は人類史上最高の利益を得ていると話す学者もいる。

もう一つ映画が懸念するのは、SNSのもたらす社会の両極化であ

る。SNSは最新技術を動員して、個々人のフィードに違う情報を示す。それによって私たちは同じキーワードで検索したとしても、全く異なる情報を受け取り、その結果同じ国、同じ街に住んでいて、仲のいい友人でも、全く異なる現実のなかで生きるようになったと、映画は話す。また、ミャンマーで起きたロヒンギャ族の虐殺、先進諸国で見られる政治の両極化におけるSNSの影響を指摘する。

多くの学者は産業化以降の近代を、時空が圧縮された時代だと説明してきた。交通や情報の技術の発展は、移動や情報の伝達にかかる時間と距離を劇的に縮めたからだ。他方

で、映画は最新の技術の発展がSNSというプラットフォームを通して、全く異なる現実を産み出していることを指摘し、それは現代が「圧縮」から「分裂」の時代へ向かっているようにも思える。

ただし映画は終始悲観に暮れているわけではない。SNS企業におけるデータの収集や処理に課税し、膨大な情報を企業が独占しないような法律が必要であると映画は主張する。また、元スタッフや幹部たちがSNSをどのように活用しているかそのヒントも映画の最後に得ることができる。

私もまた日常的に複数のSNSを使っている一人だ。冗談にも明日か

らやめるなどと言えない。だけど、自分を守りながらネットを便利なモノとして使い続けられる方法についてもっと積極的に考えようと思った。

(りー)

『監視資本主義：デジタル社会がもたらす光と影』

原題：The Social Dilemma

監督：ジェフ・オーロースキー

2020年／米国／94分

◆映画「コンテイジョン」

フィクションが予見したパンデミックの脅威

コロナ・ウイルスとの戦いがふたたび盛り上がりつつある晩秋の今、そわそわと不安になりそうな気持ちを静めるにはあるいはぴったりの映画かもしれない。コロナの発生をびたりと予言したかのような映画『コンテイジョン』には、少なくとも善意の人々の献身によるワクチン開発の成功という輝かしいハッピーエンドが用意されているからだ。

本作は、はじめ通話シーンからはじまる。話しているのは最初の犠牲者の一人となるベス・モルホフで、電話の相手は不倫相手の男性。これが映画の冒頭ではあるものの、画面には「二日目」の文字が刻まれている。彼女が感染源の一つとなってこのあと米国、香港、日本そして世界中において急速に未知のウイルスが広まり、パンデミックを引き起こすのだが、『コンテイジョン』はその

過程におけるウイルス感染者とその遺族、医療機関の従事者、国際機関の職員などの毎日をそれぞれ克明に描いていく。

まさに息を飲むような「ウイルスとの戦い」がそこに展開されていくのだが、それは現在の世界そのものの姿である。

2011年に制作された本作は、『オーシャンズ11』シリーズなどで定評のあるスティーブン・ソダーバーグ監督作品であったとはいえ、当時さほど注目されたわけではなかった。とはいえマット・デイモン、ローレンス・フィッシュバーン、マリアン・コティヤール、ケイト・ウィンスレット、ジュード・ロウなどの有名キャストを揃え、興行収入は世界で1億3500万ドルを稼いでいる。日本での成績は4億円にも満たなかった。「突如現れた新種のウ

イルスが引き起こす世界的パンデミック」の恐怖という『コンテイジョン』のストーリーは、当時としてはややインパクトに欠ける、単なる毛色の変ったスリラー映画として受け止められたとすることができる。しかし公開から十年、コロナという慮外の未来の到来により、奇しくも本作は今のわたし達の生活に迫ってくるようなフィクションの真実味を獲得したのである。

(うろこ)

『コンテイジョン』

原題：Contagion

監督：スティーブン・ソダーバーグ

2011年／米国／104分

第29回 人類に月面探査の資格はない

この連載エッセイ第11回(2018年10月1日『核兵器・核実験モニター』)で、私は「宇宙を戦場にする愚か」を書いた。そこでは、天文少年であった頃から、私が、「コスモス」、「ユニバース」そして「スペース」と3種類の宇宙に接してきたと書いた。そして、「スペース」という言語で語られる宇宙は、実利主義の宇宙概念であり、功利と競争の場、商売と戦争が絡む場になると述べた。今回の議論はその延長にある。とりわけ、宇宙の平和利用における問題の深刻さを強調したい。

現代の科学・技術のあり方を考えるとき、ある分野の科学・技術研究を人類がいったん中止すべき場合がある。そのような強制力のある制度を人類は一日も早く獲得する必要がある。たとえば、原子核エネルギーを人類が制御して利用する可能性が見えたとき、人類は戦争利用の禁止と放射性生成物の処理についての人間社会の能力を評価して、この2つの能力の獲得まで原子力研究を中止する必要がある。この能力とは政治、経済にわたる人類の統治能力に関するものであるが、先端的科学・技術に関わる科学・技術者自身の自主的な評価の試みから出発せざるを得ないであろう。

今日、生命科学や宇宙科学に関わる分野に、この種の多くの問題が存在する。なかでも月面探査の問題は分かりやすく、かつ緊急性のある例である。

「経済成長」という資本主義のアヘンが、月に触手を伸ばしている。

2017年にトランプ政権が打ち出した人間を再び月面に送る計画は、「アルテミス計画」(アルテミスはギリシャ神話における月の女神)と名付けられ、NASA(米航空宇宙局)を中心に着々と進められている。2024年には女性の月面着陸を目指し、さらに長期的な計画として月の周回軌道に「ゲートウェイ」と呼ばれる有人宇宙基地を設置する計画である。

「アルテミス計画」の危険な特色は、米国中心の排除的アプローチがとられている

ことである。中国とロシアを排除し、宇宙開発のヘゲモニーを米国中心に編成しようという意図がある。

2020年10月13日、日本も参加して「アルテミス合意」が署名された。米国の「アルテミス計画」に協力する国家ブロック形成の始まりである。その日、米、日、加、英、印、豪、ルクセンブルグ、UAEの8か国が署名した。

私がアルテミス合意に注目し、危機感を募らせるポイントは、これが月資源の収奪を目指す月・植民地化の第一歩と見えるからである。

月をめぐる国際法の現状は極めて不十分である。1967年の宇宙条約にはほとんどの主要国が加盟しているが、極めて抽象的であり、既成事実によって条約を骨抜きにすることが可能である。1979年に月協定が結ばれたが、ほとんどの主要国が加盟していない。いま、米国、中国、ロシアなど大国は競って既成事実作りに走っている。

たとえば、宇宙条約は月面の一部の占有、主権的支配を禁じている。しかし、月面に設置された器物の所有権、管轄権は地球上の権利を継続するとしている。したがって、月面探査で希少元素などの鉱脈を発見したとき、建造物をその場所に設置すれば鉱脈の事実上の占有が可能になる。では採取した希少元素の所有権はどうなるのか?

「アルテミス合意」を読むと採取物の所有権を主張する意図が明確に述べられている。宇宙条約は第2条で、月などの天体を含む宇宙の「国家による取得(National Appropriation)」を禁じているが、「アルテミス合意」は「宇宙資源の採取」はここに言う「国家による取得」に当たらないという見解を明記している。

月面探査の結果、人類は月での植民地争奪戦を始める。早い者勝ちの既得権を確立したのち、力で覇権を維持するルールを作る。地球でやっていることの延長である。月を真のコモンズにする能力を身につけるまで、人類に月面探査をする資格はない。

全体を生きる

梅林 宏道

(題字は筆者)



うめばやし ひろみち

1937年、兵庫県洲本市生まれ。ピースデポ特別顧問。長崎大学核兵器廃絶研究センター(RECNA)初代センター長(2012~15年)。

日誌

2020.9.16~11.15

作成: 光岡華子、森山拓也

【核兵器・軍縮】

- 9月19日 露航空宇宙軍、核兵器搭載可能な爆撃機の無着陸飛行距離(2万km)、時間(25時間以上)が世界記録達成と発表。
- 9月21日 マルタ、TPNW批准。批准計45か国に。
- 9月21日 日韓や欧州の元高官ら56人、TPNWを支持し、自国の指導者に参加求める連盟書簡公表。
- 9月21日 露外務次官、新STARTの延長可能性は最小であるとの見解を示す。
- 9月23日 韓米核保安実務グループ、今後の協力策で高濃縮ウラン使用最小化など議論。
- 9月26日 国連が定める「核兵器の全面的廃絶のための国際デー」。
- 9月29日 米大統領特使、新STARTは露が条件をのめば米大統領選までの合意可能と語る。
- 10月5日 米露、新START延長問題についてヘルシンキで高官協議。
- 10月9日 米軍縮大使、国連総会で「国連が露中の核強化を阻止しなければ米国は自衛措置を講じる」と発言。
- 10月9日 長崎通算459回目の「反核9の日座り込み」に約90人参加。
- 10月13日 NATOが本部を置くベルギーの新政府、TPNWを肯定する政策発表。
- 10月14日 米議会調査局、「米が核実験再開すれば、北中露も核実験を再開する可能性」と発表。
- 10月15日 国連総会第1委員会に日本決議提出。今年もTPNWに触れず。(本号参照)
- 10月16日 プーチン大統領、新STARTの無条件1年延長提案も米国は拒否。
- 10月20日 露、新START延長中の核弾頭凍結に応じると表明。米は歓迎。
- 10月21日 米が複数国にTPNW批准撤回を求める書簡送り圧力を加えていたことが判明。
- 10月21日 公明党山口代表、政府に

- TPNW締約国会議へオブザーバー参加検討の要望書提出。
- 10月23日 ジャマイカ、ナウル、TPNW批准。批准計49か国に。
- 10月24日 ホンジュラス、TPNW批准。50か国批准達成。来年1月22日に発効が確定。(本号参照)
- 10月24日 中国国連代表部、「常に核廃絶を訴えている」との声明をTwitterで発表。
- 10月25日 岸防衛相、TPNW発効決定に、「条約の有効性に疑問」と述べる。
- 10月26日 長崎市、市役所で核兵器禁止条約発効までのカウントダウンボード点灯式。
- 10月28日付 NPT再検討会議、来年8月に再延期することを28日付で条約全加盟国に通知。
- 11月2日 長崎市議会、政府にTPNWへの署名・批准を求める意見書可決。
- 11月3日 日本決議、27年連続採択も賛成国が過去10年で最少に。
- 11月5日 菅首相、TPNW締約国会議の被爆地開催を否定。日本は締約国ではないため不適切とした。
- 11月12日 ワシントンタイムズ、中国が核関連施設を急拡大したと報じる。

【日米安保・憲法】

- 9月16日 トランプ大統領、菅政権発足に同盟強化の歓迎声明発表。
- 9月24日 国家安保局長、米大統領補佐官と会談。「同盟強化の方針は不変」と考え示す。
- 9月30日 米でステルス戦闘機が訓練中に空中給油機と接触し墜落。岩国基地に10月配備予定と同型。
- 10月7日 鹿児島県西之表市長、米軍訓練移転候補地(馬毛島)への自衛隊基地建設に同意できない見解を示す。
- 10月8日 自民改憲本部、党内6派閣トップが顧問人事決定。衛藤氏「拳党体制」と述べる。
- 10月8日 岸防衛相、在日米軍司令官と会談。中国の海洋活動への懸念共有。
- 10月13日 自民党8年ぶりの憲法改正の起草委員会、「自衛隊明記」など4項目改正案年内に条文まとめる方針で議論。
- 10月16日 防衛省防衛局長、宮崎新田原基地での日米合同訓練に向け、コロナ対策として米軍関係者の基地外宿

- 泊に理解求める。
- 10月20日 インド国防省、11月予定の日米印海上軍事演習への豪の参加を発表。中国を念頭。
- 10月20日 自民改憲本部、条文化作業開始も「年内原案」に、党内から慎重論も。
- 10月26日 自衛隊と米軍、コロナ禍以降最大の日米共同演習を日本各地で開始。(本号参照)
- 10月29日 新田原基地拠点の日米合同訓練参加の米軍F15が訓練中に63gの部品を紛失。
- 11月12日 中国政府、日米電話会談での尖閣安保5条適用確認に反発。
- 11月12日 与野党、衆院憲法審査会幹事懇談会で19日に憲法審開催で合意。
- 11月13日 安倍前首相、今国会で国民投票法改正案成立させるべきと語る。

【朝鮮半島】

- 9月16日 DPRK対外宣伝メディアで韓国の国防予算増額を非難。
- 9月23日 文大統領、国連演説で朝鮮戦争終戦への国際社会の支持を訴える。
- 9月23日 DPRKが韓国の公務員を射殺し火葬していたことが明らかに。
- 9月25日 韓国、9月上旬に金委員長と親書交換を明らかに。
- 9月28日 ビーガン米国務副長官と韓国、朝鮮半島の平和と非核化のため「創造的なアイデア」を協議。
- 9月28日 国連安保理の北朝鮮制裁委員会、DPRKの武器輸出会社がイランで活動継続と報告。
- 9月29日 DPRK国連大使、一般討論演説で「尊厳を売り渡すことはできない」と核放棄を否定。
- 10月5日 DPRK、党政治局会議で第8回党大会に向け年末まで「80日戦闘」を行うと決定。党中央軍事委員会の李炳哲(リ・ビョンチョル)副委員長と朝鮮人民軍の朴正天(パク・ジョンチョン)総参謀長に軍元帥の称号付与。
- 10月10日 DPRK、朝鮮労働党創建75周年の軍事パレード実施。(本号参照)

今号の略語

- CTBT=包括的核実験禁止条約
- DPRK=朝鮮民主主義人民共和国
- IAEA=国際原子力機関
- ICAN=核兵器廃絶国際キャンペーン
- INF=中距離核戦力
- KCNA=朝鮮中央通信
- NATO=北大西洋条約機構
- NPT=核不拡散条約
- PFAS=有機フッ素化合物
- RECNA=長崎大学核兵器廃絶研究センター
- SLBM=潜水艦発射弾道ミサイル
- START=戦略兵器削減条約
- TPNW=核兵器禁止条約
- WHO=世界保健機関

●ピースデポ入会の案内

会員、賛助会員、年間購読者には、『脱軍備・平和レポート』(年6回)と『ピースデポ会報』(年2回)に加え、資料年鑑の書籍『ピース・アルマナック』をお届けします。

詳細や入会の申し込みはピースデポHPをご覧ください。

(<http://www.peacedepot.org/joinus/member/>)

照)

- 10月14日 ソウル大の世論調査で、韓国人の約9割が「北は核兵器を放棄しない」と回答。韓国政府の対北政策の満足度は17年以降初めて不満足が多数に。
- 10月16日 DPRK、「80日闘争」に本格突入。自力更生と科学技術の重要性を強調。
- 10月19日 韓国統一部が南北連絡事務所に来年度予算を大幅削減していることが判明。
- 10月19日 ヒューマン・ライツ・ウォッチ、DPRKで人権侵害が蔓延とする報告書公開。
- 10月22日 KCNA、中国の朝鮮戦争参戦70周年に合わせ、金委員長が国内の中国兵墓地を参拝と報道。
- 10月27日 文正仁(ムン・ジョンイン)大統領統一外交安保特別補佐官、朝鮮戦争の終戦宣言が朝鮮半島非核化の入口になると発言。
- 10月28日 文在寅大統領、施政方針演説で、「強い国防に基づき、朝鮮半島の非核化と恒久的な平和のため、絶え間なく対話を模索する」と表明。
- 11月3日 韓国国家情報院、DPRKがSLBM搭載潜水艦2隻を建造中と報告。
- 11月4日 韓国が板門店見学ツアーを再開。DPRKへ南北連絡チャンネル再開求める。
- 11月11日 IAEAのグロッシ事務局長、安保理決議に違反したDPRKの核活動に懸念表明。
- 11月15日 金委員長、党政治局拡大会議を開催。「反社会主義」を批判し、感染症対策など議論。

【イラン・中東】

- 9月19日 ポンペオ米 국무長官、対イラン国連制裁再発動を一方的に宣言。
- 9月21日 トランプ大統領、米国独自の対イラン制裁を新たに科す大統領令に署名。
- 9月21日 中東非核・非大量破壊兵器地帯に関する第2回会議の延期が決定。
- 10月21日 米国国家情報長官、イランとロシアが米大統領選挙に介入したと批判。

- 10月23日 トルコ、米国が反発するロシア製地对空ミサイルを試射。
- 10月26日 米財務省がイランの石油省、国営石油会社、国営タンカー会社などに制裁。
- 10月27日 米財務省、イラン革命防衛隊および関連企業などに制裁。
- 10月29日 米財務省、イラン石油化学製品の取引に関与したとして、イラン、中国、シンガポールの企業に制裁。

【原発】

- 9月18日 原子力規制庁、福島第1原発3号機を現地調査。
- 9月22日 韓国政府、IAEA総会で福島原発汚染水の海洋放出検討に懸念表明。
- 9月26日 経産省、北海道神恵内村で核のごみ最終処分場の住民説明会を開始。
- 10月2日 原子力規制委、関西電力大飯原発3号機配管傷検診議論継続示す。国内稼働原発は九州電力玄海原発1基のみに。
- 10月8日 北海道寿都市、核のごみ最終処分地選定の文献調査応募決定。(本号参照)
- 10月8日 原子力規制委、福島原発2号機を有人調査。建屋内汚染物質採取のため。
- 10月23日 梶山経産相、福島第1原発汚染水海洋放出の政府決定先送りを発表。
- 10月26日 東京電力柏崎刈羽原発の安全性議論する新潟県技術委員会、福島原発事故検証報告書を知事に提出。
- 10月29日 福島県、東京電力に原発事故対応の件費など9200万円損害賠償を求め提訴。
- 11月7日 ベラルーシ、初の原発稼働。
- 11月11日 宮城県知事、東北電力女川原発2号機再稼働に地元同意の意向表明。東日本大震災の被災地で最初の再稼働に。
- 11月11日 九州電力川内原発1号機、全国初のテロ対策などの施設完成し運用開始。
- 11月12日 東京電力、「臨界」起きてないか監視する福島第1原発1号機の機器が作業員の誤操作で約3時間停止と発表。
- 11月15日 新潟県柏崎市長選、原発再稼働容認の現職が再選。

【沖縄】

- 9月18日 米軍F15戦闘機、嘉手納基地で緊急着陸。
- 9月20日 米軍強襲揚陸艦「アメリカ」、うるま市ホワイトビーチに寄港。
- 9月25日 中城村議会、定例会でPFAS汚染について嘉手納基地への立ち入り調査要求陳情を全会一致で採択。
- 9月25日 県警、3年前の東村高江の米軍ヘリ炎上事故の容疑者不詳のまま時効、捜査終結へ。
- 10月7日 玉城知事、安倍政権の基地返還を「高く評価」と述べる。
- 10月9日 沖縄県、辺野古新基地建設の設計変更承認申請書、縦覧中に意見書18,904件が寄せられたと発表。ちなみに13年は3371件。
- 10月20日 嘉手納基地にニュージランドとカナダにそれぞれ所属する哨戒機飛来。北朝鮮の「瀬取り」監視のためと見られる。
- 10月26日 全国10市民団体、全国知事会に沖縄の基地負担軽減を国に求めるよう要望する署名約1,400筆提出。
- 10月31日 米兵酒気帯び運転2件発生。一方通行を逆走しようとして現行犯逮捕、無灯火運転を職務質問で発覚し緊急逮捕。
- 11月4日 米軍、津堅島訓練場水域で市議会が中止求める降下訓練を実施。年内で10回目は97年以降最多。
- 11月9日 防衛省幹部、米軍倉庫群移設地拡張の方向で最終調整。年明けの日米合同委員会で合意目指す。
- 11月10日 琉球新報、10月25日～11月8日に米軍関係の事件13件発生を受け、県が「異常事態」と抗議と報道。

【その他】

- 9月16日 菅内閣発足
- 10月13日 米国の有人月面探査計画「アルテミス」に日本含む8か国が参加合意。(本号参照)
- 11月7日 第46代米大統領選挙、民主党のジョー・バイデン氏の当選確定。(本号参照)

編集後記

▶核兵器禁止条約が、来年1月に発効します。批准国数が条約発効要件の50か国に達した10月24日は、国連創設から75年目の記念すべきタイミングでもありました。条約の発効により、核兵器の存在自体が初めて違法化されます。核兵器を所有する国やその同盟国はTPNWに反対していますが、今後も条約加盟国が増え続けることで核兵器は違法で

あるという国際的規範が強まり、核兵器を持ち続けることは政治的・道徳的にも難しくなります。
▶日本はTPNWに反対していますが、被爆国である日本こそ、核兵器の非人道性を強調するこの条約を支持し、核廃絶をリードすべきです。TPNWは、被爆者を含む世界の市民社会の主導で誕生しました。日本政府の姿勢を変えるためにも、市民

社会の強い働き掛けが必要です。
▶今年2月の創刊号から本号までの1年間、本誌編集長を務めてきましたが、12月末でピースデポを退職いたします。来年の第7号からは新任職員を中心とした新たな編集体制の下で本誌をお届けします。新たな誌面企画にご期待ください。
(森山)

ピースデポの出版物

「ピースデポ20年のあゆみ」
—ピースデポの取り組みがこの1冊に!

2018年8月刊
A4版、36ページ。カラー写真多数。
価格:300円+送料82円

- ★年ごとの年表とハイライト
- ★要約年表
- ★主な取り組み
- ★受賞
- ★出版物リスト
- ★歴代役員
- ★協力者など



「ピース・アルマナック2020」

B5判、260ページ
発売元:緑風出版

- ★巻頭エッセイ:
ウイルス禍と平和 高原 孝生
- ★2019年解題
中村桂子/梅林宏道/森山拓也/
木元茂夫/河合公明
- ★新資料
★地方議会416リスト:TPNWの署名・
批准を求める意見書/フォード米国
務次官補:核軍縮の環境創出/米国
宇宙軍創設/平和活動グループ・リス
トなど

定価 2200円

2020年6月刊行
(会員には無料配布)



「北東アジア非核兵器
地帯へ: 朝鮮半島非核化
合意の公正な履行に関
する市民の監視活動」

非核化合意履行・監視プロジェクト

最新号「監視報告No.26」(10月5日)

「日本は独自制裁の解除を検討し、北朝鮮敵視政策からの転換を図れ」

ブログ: <https://nonukes-northeast-asia-peacedepot.blogspot.com/>
メルマガ購読希望の方は、office@peacedepot.org まで

● 寄付のお願い

私たちの調査・研究活動は、平和・軍縮問題に関心を持つ、一人一人の市民によって支えられています。皆さまのご支援をお願いします。寄付には「よこはま夢ファンド」もご活用ください。

【郵便振替口座】

口座番号 00250-1-41182

口座名称 特定非営利活動法人ピースデポ

【銀行口座】

横浜銀行 日吉支店

普通 1561710 トクヒ)ピースデポ

● 「よこはま夢ファンド」

横浜市市民活動推進資金「よこはま夢ファンド」を活用してピースデポに寄付を頂くと、所得税や法人税について寄附金控除など税の優遇措置が受けられます。横浜市以外の方の場合は、返礼品もあります。

詳しくは横浜市HPをご覧ください。寄付は全国どこからでも可能です。

(<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/shiminkyodo/shien/yumefund/gaiyou.html>)

『脱軍備・平和レポート』第6号

発行日 2020年12月1日

発行元 NPO 法人ピースデポ

〒223-0062 横浜市港北区日吉本町1-3-27-4 日吉グリーン1F

TEL 045-563-5101 FAX 045-563-9907

Eメール office@peacedepot.org

ホームページ <http://www.peacedepot.org>

編集委員

ドゥブルー達郎、森山拓也(編集長)、湯浅一郎、渡辺洋介

制作 NPO 法人ピースデポ

印刷 (株)野崎印刷紙器

次の方々が本号の発行に
参加・協力しました

朝倉真知子、梅林宏道、大嶋しげり、
清水春乃、木元茂夫、ドゥブルー達郎、中村和子、
原三枝子、丸山淳一、光岡華子、森山拓也、
山中悦子、湯浅一郎、渡辺洋介 ※50音順

定価: 300円